

点呼簿に睡眠状況の結果の記載が必要です。

～旅客自動車運送事業運輸規則等の一部改正について～

この文書は旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正について、貸切バス事業者様への周知を目的として作成しました。実際の改正に関しては、必ず国土交通省のホームページ等で原文を確認し、適切に運用していただきますようお願いいたします。
一般社団法人北海道貸切バス適正化センター

改正の背景

なぜ改正するの？

これまで、事業者が運転者を乗務させてはならない事由として、「疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助ができないおそれがある乗務員」と規程されており、「その他の理由」には睡眠不足が含まれていました。(解釈運用通達)

今回の改正においてこれを省令に明記することで**事業者や運転者の方々に睡眠不足の重要性を認識していただき、点呼簿に睡眠状況の結果を記載することで、運転者の睡眠不足の状況が確実に確認されるようにするため**今般の改正が行われます。

改正の概要

ポイント！

①旅客自動車運送事業運輸規則

- ・乗務前等に行う点呼において、睡眠不足の報告を求め、確認を行うこと
- ・運転者は睡眠不足により安全な運転ができないおそれがあるときは、事業者に申し出ること

②旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

- ・点呼簿の記録事項として、睡眠不足の状況を追加

点呼簿の記載例

どうすればいい？

例1) 点呼簿枠外に睡眠不足等の状況について追記する

月 日 (曜) 天候		アルコール検知器の状況		良・否									
※疾病・疲労等の状況については、睡眠不足等の状況を含む													
乗務前の点呼			乗務途中点呼										
認事項	1. 酒気帯びの有無 2. 疾病、疲労等の状況 3. 日常点検の状況			確認事項	1. 疾病、疲労等の状況 2. 自動車、道路および運行の状況 3. 酒気帯びの有無 ※3. は任意事項								
	4. その他必要事項 (免許証・検査証・運行指示書・乗務記録・チャート紙等の携行状況)				(深夜2時から4時を含む時間に運行する100km以上の運行時)								
簿の 携行	登録番号	運転者名	行き先	点呼時間	確認事項	注意・指示伝達等事項	執行者名	点呼方法	アルコール検知器の使用	点呼時間	確認事項	注意・指示伝達等事項	執行者名
有					1 2				有 無		1 2		

例2) 点呼項目に睡眠不足等の状況について追記する

月 日 (曜) 天候		アルコール検知器の状況		良・否									
乗務前の点呼						乗務途中点呼							
認事項	1. 酒気帯びの有無 2. 疾病、疲労、 睡眠不足等の状況 3. 日常点検の状況			確認事項	1. 自動車、道路及び運行の状況 2. 疾病、疲労、 睡眠不足等の状況 3. 酒気帯びの有無								
	4. その他必要事項 (免許証・検査証・運行指示書・乗務記録・チャート紙等の携行状況)				(深夜2時から4時を含む時間に運行する100km以上の運行時)								
簿の 携行	登録番号	運転者名	行き先	点呼時間	確認事項	注意・指示伝達等事項	執行者名	点呼方法	アルコール検知器の使用	点呼時間	確認事項	注意・指示伝達等事項	執行者名
有					1 2				有 無		1 2		

【国土交通省ホームページ】

※睡眠不足に起因する事故の防止対策を強化します!! (http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000341.html)

※旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果について (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155180914&Mode=2>)